

基本設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 委託業務名 愛知・名古屋 2026 大会メインメディアセンター基本設計業務
2. 計画概要
 - (1) 施設名称 愛知・名古屋 2026 大会メインメディアセンター
(以下、「MMC」という。)
 - (2) 建築場所 名古屋市国際展示場のうち、発注者が指定するエリア
(名古屋市港区金城ふ頭二丁目 2 番地 他)
 - (3) 施設用途 MMC
3. 履行期限 2024 年 3 月 22 日
4. 設計概要
 - (1) 施設名称・規模・用途
名古屋市国際展示場 第三展示館・延べ面積 17,643.66 m²・用途 事務所
コンベンションセンター・延べ面積 9,805.65 m²・用途 事務所
交流センター・延べ面積 13,038.87 m²・用途 事務所
 - (2) 設計と条件
 - ・2022 年度に公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「当会」という。）が作成した第 20 回アジア競技大会メインメディアセンター基本計画図書及び 2023 年度に実施する愛知・名古屋 2026 大会メインメディアセンターに関する委託の検討内容を踏まえ、名古屋市国際展示場において、MMC 整備の実施設計に向けた、基本設計図書を不足なく作成すること。
 - ・当会の要望に基づいた施設運用を考慮した方針を作成すること。
 - ・本業務を進めるにあたり必要となる協議・調整を組織委員会・愛知県・名古屋市・名古屋市国際展示場指定管理者・各種インフラ事業者・公安委員会など（以下、「関係者」という。）と適宜行うこと。また、調整に必要な資料も作成すること。

5. 基本計画

- ・配置計画、平面計画、意匠計画、構造計画、建築設備計画、外構・屋外設計画等、機能的に運用することができるものとする。
- ・施工計画は、機能、規模、工期、周囲の環境、敷地の状況の他、危険、災害、公害等の防止について配慮すると共に、関係法令に準拠したものであること。
- ・工期短縮、整備費削減につなげることができる設計方針を策定すること
- ・既存設備等を有効的に活用し、第三展示館についてはリース材を用いた整備を基本とすること。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」（愛知県）による。

1. 特記仕様書の適用

基本設計特記仕様書に記載された特記事項の中で ・ 印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

2. 建築士事務所の要件

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 6 による設計等の業務に関する報告書が適切に提出されていること。

3. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法による一級建築士（同法第22条の2による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る。）
- ・ 建築士法による一級建築士又は二級建築士（建築士法第22条の2による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る）
- ・ 建築士法による建築設備士

4. 電子納品

本業務は電子納品の対象とする。

5. 業務内容

(1) 基本設計

- 設計条件等の整理
- 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- 基本設計方針の策定
- 基本設計図書の作成
- 概算工事費の検討
- 基本設計内容の建築主への説明等

(注) 上記業務には次の業務を含むものとする。

- ・ 宅地造成等規制法第11条協議
- 建築基準法の諸手続きに関する協議
- 消防法協議
- 現地調査
- 維持管理費用概算の算出
- ・ 「愛知県公共事業景観整備指針(案)」に基づく整備指針チェックシートの作成

(2) 基本設計追加業務

- ・ 透視図作成（簡易なものを除く。）
- ・ 模型作成
- ・ テレビ受信障害机上検討
- その他（供給処理施設（水道、電気、ガス）管理者との協議
- 名古屋市国際展示場第三展示館暗騒音測定及び音響コンサルティング
測定場所：名古屋市国際展示場第三展示館
測定箇所数：3ヶ所
音響コンサルティング：3回
- 名古屋市国際展示場第三展示館南側屋外駐車場平板載荷試験
試験場所：名古屋市国際展示場第三展示館南側屋外駐車場
試験箇所数：2ヶ所
- 工事費詳細積算
- 関係者との協議
- 第19回アジア競技大会（2022/杭州）視察、第4回アジアパラ競技大会図面等調査
- 基本設計図書英語翻訳
翻訳文字数：1,000字×150ページ

6. 業務の実施にあたって

(1) 一般事項

- a. 本業務は、提示された設計と条件、適用基準等によって行う。
- b. 工事計画工程の検討は、施設管理者等と調整し、工事施工中の業務及び施設運営に支障のない計画とすること。
- c. 概算工事費の検討をする際は、監督員の承諾を受けた条件によって行う。工事計画工程に合わせ、当会と協議の上、工事別に算出するとともに、予算要求の時期に合わせ、概算工事費、設計委託料、工事監理委託料、各種業務委託料、維持管理費を算出すること。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（ 関係者との打ち合わせ ）

関係者のヒアリング内容を記録に残すこと。

また、受発注者間の協議関係書類の通知及び提出を、添付ファイルの容量が7MBを超えないものは、従来様式に基づく書類に代えて原則電子メールにより行う。

(3) 適用基準等

適用基準に関する詳細は監督員と協議の上、適用する。

- a. 国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した次の基準等の最新版を適用する。

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 官庁施設の津波防災診断指針
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
 - ・ 構内舗装・排水設計基準
 - ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
 - ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
 - ・ 木造計画・設計基準
 - ・ 木造計画・設計基準の資料
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- 公共建築工事積算基準等資料
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準・同解説
- 公共建築設備数量積算基準・同解説
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き
 - ・ 昇降機技術基準の解説

- b. 愛知県が制定した次の基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

- ・ 営繕工事における耐震性強化指針
- ・ 県有施設整備における愛知県産木材利用設計指針
- 人にやさしい街づくり望ましい整備指針

- 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱
- 愛知県建築物環境配慮指針
- 設計基準（建築設計編）
- 公共建築工事設計書作成要領
- 公共建築工事費積算基準
 - ・ 愛知県あいくる材率先利用方針
- 愛知県電子納品運用ガイドライン（案）
- 愛知県デジタル写真管理情報基準（案）
 - ・ 愛知県環境物品等調達方針
 - ・ 愛知県公共事業景観整備指針（案）

c. 名古屋市および名古屋市国際展示場指定管理者が制定した次の基準等の最新版を適用する。
（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

- 福祉環境都市整備指針
- ポートメッセなごや 緊急時対応マニュアル（2022年4月版）
- ポートメッセなごや 防災指針（2022年12月改訂版）

(4) 資料の貸与及び返却

既存設計図書 { ○ 建築 ○ 電気設備 ○ 機械設備 ○ 地盤調査報告書 ・ 標準的設計図書
○(第20回アジア競技大会メインメディアセンター基本計画図書) } の貸与及び返却は、監督員の指示による。

(5) 成果物引渡後の設計協力

成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて設計図書等の修補を行うものとする。

7. 成果物等

(1) 成果物は、次に掲げるものとする。

設計の種類		成果図書	電子納品	
基本 設計 図書	(1) 総合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画説明書 ○ 仕様概要書 ○ 仕上概要表 ○ 面積表 ○ 敷地案内図、現況図 ○ 配置図、外構図 ○ 平面図（各階） ○ 断面図 ○ 立面図 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料 ○ 工事工程表 ○ 仮設計画概要図 ○ その他実施設計に必要な資料 	(R, R/0) (R, R/0) (R, R/0) (D, D/0) (D, D/0) (D, D/0) (D, D/0) (D, D/0) (D, D/0) (R, R/0) (D, D/0) (D, D/0)	
	(2) 構造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計画説明書 ○ 構造設計概要書 ○ 工事費概算書 	(R, R/0) (D, D/0) (R, R/0)	
	(3) 設備	(i) 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備計画説明書 ○ 電気設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料 	(R, R/0) (D, D/0) (R, R/0)

	(ii) 給排水衛生設備	<input type="radio"/> 給排水衛生設備計画説明書 <input type="radio"/> 給排水衛生設備設計概要書 <input type="radio"/> 工事費概算書 <input type="radio"/> 各種技術資料	(R, R/O) (D, D/O) (R, R/O)
	(iii) 空調換気設備	<input type="radio"/> 空調換気設備計画説明書 <input type="radio"/> 空調換気設備設計概要書 <input type="radio"/> 工事費概算書 <input type="radio"/> 各種技術資料	(R, R/O) (D, D/O) (R, R/O)

- (注1) 上記のうち・に、○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。
- (注2) 詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CADデータ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。
- (注3) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」フォルダにCADデータ(s f c形式)を格納し、適用「D/O」は「DRAWING/ORG」フォルダにCADデータ(オリジナル形式)を格納し、適用「R」は「REPORT」フォルダにPDFデータを格納し、適用「R/O」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」フォルダにオリジナルデータを格納する。適用「一」は適用外とする。また、PDFデータは、監督員と協議の上、XDWデータとすることができるものとする。
- (注4) 「総合」には、設計内容の説明等に用いる資料等(簡易な透視図、日影図及び技術資料等)の作成を含むものとする。
- (注5) (2)及び(3)の「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- (注6) (2)及び(3)の「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

(2) 成果物の納入場所及び部数

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 情報システム課
紙媒体5部、電子納品用媒体(CD-R等)3セット

(3) 成果物の扱いについて

成果物については、メインメディアセンター仮設整備の円滑な執行を目的に、コンサルタント業者や当該施設に係る工事の請負者等に貸与し、当該工事における施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。

(4) 成果物に係る著作権と著作者人格権

受注者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡すること。また、著作者人格権の一切を行使せず、第三者がかかる権利を行使しないよう受注者の責任と負担の下で権利処理を行うこと。

(5) 成果物の公表、変更

発注者は、成果物を自由に公表し、又は変更することができるものとする。

8. 電子納品について

- (1) 電子納品の対象とする成果物の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づくこととする。なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」に基づき作成することとする。
- (2) 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。
- (3) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議の上、発注者の指示に従うこと。

9. 留意事項

本業務の受注者(再委託又は下請け等の者を含む。)は、発注者が執行するMMC整備に係る、設計及び施工する事業者の選定に応募又は参画(代表法人、構成員、協力法人、その他事業に携わる者)することを禁止する予定である。また、上記の者と、資金関係又は人事関係において関連があると認められる者も同様とする。